

令和 8 年度予算案の概要

(こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援関係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

【要求内容】

【令和8年度予算案】
1,959億円

【令和7年度予算】
(1,939億円)

(1) ひとり親家庭等に対する支援の推進

- ひとり親家庭等への相談支援体制の強化のため、ひとり親家庭相談支援体制強化事業について、①補助率を引き上げる。②支援の入口段階での丁寧なアセスメントによってきめ細かくニーズを把握するため、福祉専門職を配置するための費用を補助する。③生活に困窮しているひとり親家庭に対して、食料や生活物資の配布を通じて更なる相談支援へとつなぐ取組に要する費用を補助する。
- ひとり親家庭等の生活支援事業について、対象要件を緩和するとともに、1自治体あたりから1か所あたりの補助に拡充する。
- ひとり親家庭の父又は母が働きながら学士号等を取得できるよう、大学授業料等の一部を補助し、キャリアアップを目指すための高度な知識や実践的スキルの獲得を支援する。
- ひとり親家庭の親が准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の修学年数を踏まえ、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給期間の一部延長を行う。
- ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、教育訓練受講中に子が20歳に到達した場合も給付金を受給できるように自立支援教育訓練給付金の対象者要件の緩和を行うとともに、高等職業訓練促進継続給付金を創設する。
- ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、新たに自治体における就職説明会の実施に要する費用を補助する。

(2) ひとり親家庭や低所得家庭のこどもに対する支援の強化

- ・ ひとり親家庭や低所得家庭等のこどもに対する学習支援について、①オープンキャンパスや職場見学など、進路選択に活かすための体験活動に要する費用を補助する。また、②高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を行う。
- ・ 地域こどもの生活支援強化事業について、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みの強化を図るため、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、
 - ①新たに、多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会など、様々な体験や交流等を提供するための費用を補助する。
 - ②新たに、給食がないことや猛暑といった厳しい状況に直面しやすい夏休み等の長期休暇中において、集中的に、暑さ等の対策の整った安全な居場所での食事の提供や、こども宅食やフードパントリーの実施による食事支援を実施する際の費用を補助する。

【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	203億円	(180億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,532億円	(1,530億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	11億円	(14億円)

目次

・ひとり親家庭相談支援体制強化事業	拡充	4
・ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭の生活支援事業）	拡充	5
・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）	拡充	6
・離婚前後家庭支援事業	拡充	7
・ひとり親家庭学び直し支援事業	拡充	8
・自立支援教育訓練給付金事業	拡充	9
・高等職業訓練促進給付金等事業	拡充	10
・高等職業訓練促進継続給付金等事業	新規	11
・ひとり親家庭等就業・自立支援事業	拡充	12
・社会保障・税番号制度に係る情報連携体制等整備事業	拡充	13
・令和8年度全国ひとり親世帯等調査に係る実施費用	新規	14
・地域こどもの生活支援強化事業	拡充	15
（参考）令和8年度予算案における新規・拡充以外の事業		16

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に資する、総合的な支援体制を構築・強化する。

事業の概要

○相談支援体制の更なる強化のため、国庫補助率を引上げ。（1/2→2/3）

- 【拡充内容】**
- 福祉専門職を配置し、支援の入口での丁寧なアセスメントによりきめ細かくニーズを把握する等、ソーシャルワークの専門性を活かした相談支援体制を構築。
 - 生活に困窮し孤立しやすいひとり親家庭に対して、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布し、脆弱な生活基盤の支えとするとともに更なる相談支援へと繋げる。

(1) 心理担当職員配置等事業

「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談者の心理的なケアやサポートを行う。

(2) 福祉専門職配置等事業<<新規>>

社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う。都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能。

(3) 就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

(4) 専門職による多職種連携・助言指導

母子・父子自立支援員が、弁護士や公認心理師等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりを行う。

(5) 相談関係職員研修支援事業

母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

(6) 母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に資する。

(7) 集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(8) 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者を配置する。

(9) 夜間・休日対応支援

ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行う。

(10) 同行型支援

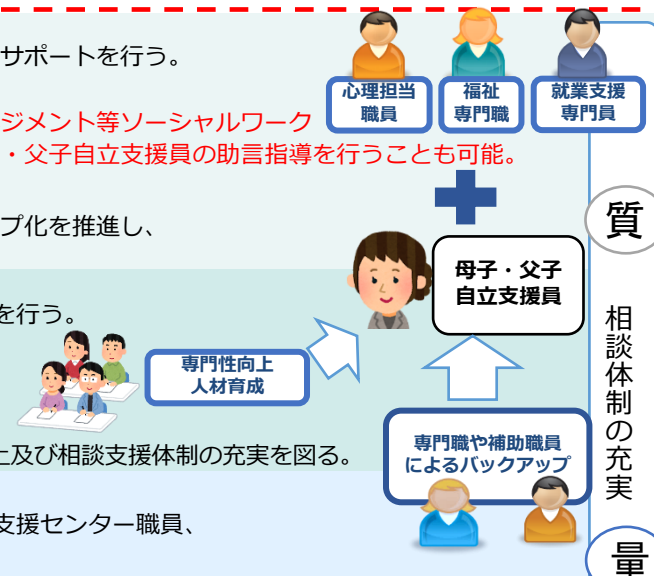
同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりを行う。

(11) アウトリーチ支援<<新規>>

就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

(12) 先駆的な取組

(1)～(11)のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助単価】 1か所当たり

48,057千円（3事業以上実施の場合）

30,000千円（2事業実施の場合）

15,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することから、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業の概要

【拡充内容】

- 補助単価について1自治体あたりから1か所あたりに拡充。
- 1の事業において、これまでの対象者に加え、離婚前の困難を抱える母又は父も対象とする。
- 2の事業において、民間賃貸住宅やNPO法人等が運営するシェアハウス等の積極的な活用を図る。

1 ひとり親家庭等生活支援事業（生活支援）

（1）相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

（2）家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

（3）情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

※学習支援事業については、ひとり親家庭学び直し支援事業（旧 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）に再編・統合。

2 ひとり親家庭地域生活支援事業（住まい支援）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設の他、民間賃貸住宅、シェアハウス等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く） ※事業の全部又は一部を民間団体等に委託可

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

【補助基準額】 1か所当たり 13,452千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

- 【拡充内容】 ・生活指導・学習支援（①②③④⑤）について「離婚前から支援が必要な家庭」も対象、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を創設
・進路選択に活かすための体験学習（オープンキャンパス、職場見学等）を支援する補助メニューを創設

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③進路選択に活かすための体験学習<<新規>>

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を実施。

④個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置する。

⑤受験生(中3・高3)の学習支援の追加開催<<新規>>

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施する。

⑥大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

⑦模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※⑥及び⑦の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

【補助単価】

- ① (1) 事務費 1か所当たり 2,954千円
- (2) 事業費(集成型) 1か所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
- (3) 事業費(派遣型) 1回の訪問が1日の場合
11,000円(半日以内の場合 6,800円)
- (4) 実施準備経費 1か所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円
- (5) 軽食費 1か所当たり 832千円(週2日以下の開催の場合)

②加算 週1日追加：448千円、週2日追加：896千円、週3日以上追加：1,344千円

③加算 881千円

④1人当たり 日額：8,440円

⑤加算 週1日追加：2,912千円、週2日追加：5,824千円、週3日以上追加：8,736千円

⑥高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

⑦高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
 - ・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
 - ・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
 - ・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
- ⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助 **《拡充》**
 - ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る**手続費用の補助**
民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。
 - ・養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間分）を行う。
- ⑥ 同行支援
養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑦ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援

- ①離婚前後のカウンセリング支援（心理担当職員の配置）
- ②外国語に対応した親支援講座・ガイダンス（通訳の配置、ICT機器活用等）
- ③託児サービス
- ④夜間・休日対応
- ⑤SNSによる相談対応

（５）先駆的な取組

（１）～（４）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】国：1／2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／2

【補助単価】1自治体当たり 39,939千円（3事業以上実施の場合）

24,000千円（2事業実施の場合）

12,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数 (180億円の内数)

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした安定した就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開催するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合には、大学授業料等の一部を助成する。

事業の概要

<対象者>

- 高卒認定試験の給付金及び高卒認定試験対策講座：ひとり親家庭の親又は児童であって、次のいずれにも該当する者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- 大学授業料等の一部助成：ひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する者。
 - ① 学士号等を取得することが適職に就くために必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

<対象講座>

- 高卒認定試験の給付金：高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、実施主体が適当と認めたもの。
- 大学授業料等の一部助成：大学又は短期大学（通信制大学及び通信制短期大学を含む。）

<支給内容>

- 高卒認定試験の給付金

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講終了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

- 高卒認定試験対策講座 «新規»

(3) 高卒認定試験対策講座を開催した場合
1自治体当たり 3,345千円

- 大学授業料等の一部助成 «新規»

(4) 大学に入学した場合（修学年数×上限40万円）
入学金及び授業料の6割相当額

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【R5実施自治体数】368自治体

【補助率】国：3/4又は1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4又は1/2 【R5支給実績】事前相談：181人 支給者数：153人

※補助率3/4の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給 ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

- ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
- ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2※3
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能 ※3 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする

2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件

就業実績 1,362件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

- （訓練促進給付金）養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
（修了支援給付金）養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある者 ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
 - ② 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
 - ③ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】

（訓練促進給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（修了支援給付金）5万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和5年度総支給件数】8,589件（全ての修学年次を合計）

【令和5年度資格取得者数】2,988人（看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など）

【令和5年度就職者数】2,105人（看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	755か所 (96.8%)	884か所 (97.2%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として高等職業訓練促進給付金を支給しているところ、ひとり親が子の年齢を理由に、給付金の利用や、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、受給中に子が20歳に到達した場合も引き続き同等の給付金を支給し、自立を後押しする。
- また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

<対象者>

- （促進継続給付金）養成機関において修業中の者で、次のいずれにも該当する者
（修了支援給付金）養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する者
 - ① 高等職業訓練促進給付金の受給中に子等が20歳に到達した者であって、引き続き子等を扶養している者
 - ② 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（※）
 - ③ 養成機関において高等職業訓練促進給付金受給時から通算して6か月以上のカリキュラムの修業中で、対象資格の取得が見込まれる者であること
 - ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】 （促進継続給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（修了支援給付金）5万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】 修業する期間（高等職業訓練促進給付金と通算して上限4年）

※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は通算支給対象期間の上限を5年とする

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供し、就業と自立を後押しする事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 自治体において、ひとり親等と人材確保が急務となっている業界や多様な人材を求める企業等をマッチングさせる就職合同説明会を実施した場合に補助対象とする。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

⑦就職合同説明会開催事業<<新規>>

- ・就職合同説明会の開催

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

⑧先駆的な取組（新規）

- ・①～⑦のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所当たり 45,548千円（3事業以上実施の場合）

32,000千円（2事業実施の場合）

16,000千円（1事業実施の場合）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数 (180億円の内数)

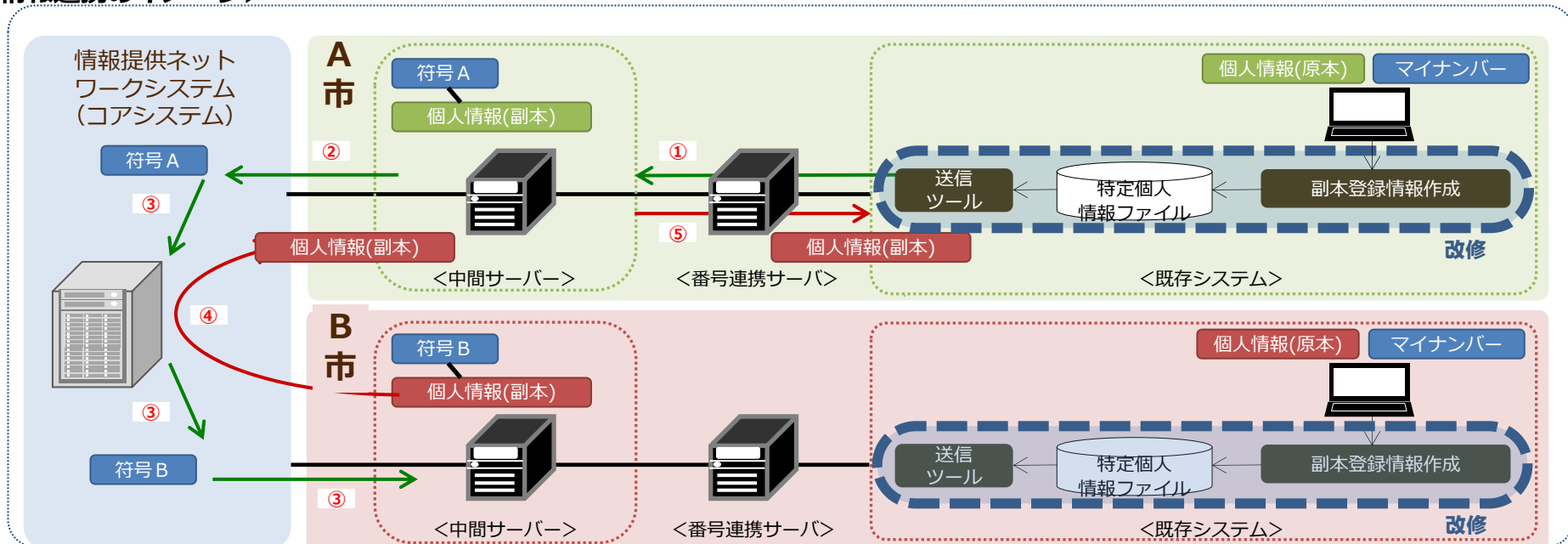
事業の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携等を推進することを目的とする。

事業の概要

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修及び標準仕様書の改定に伴うシステム改修等に要する費用を補助する。

<情報連携のイメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村 **【補助率】** 国 2 / 3 又は 1 / 2、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3 又は 1 / 2

※ 補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

※ 財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

〈こども政策推進事業委託費・こども家庭統計調査費〉 令和8年度予算案 2億円（－億円）

調査の目的・概要

- 本調査は、全国の母子世帯、父子世帯、養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし、概ね5年ごとに実施している。
（令和8年度調査の実施：令和8年11月1日、調査結果の公表：令和9年度）
- 統計調査としての精度を保つためには十分な回答数を得る必要があることから、令和8年度調査の実施にあたっては、以下により有効回答数の確保を図る。

1. 調査地区数の設定

本調査は、国勢調査により設定された調査地区から無作為に調査地区を抽出し、当該調査地区内の母子世帯、父子世帯、養育者世帯を客体として調査を実施している。令和8年度調査においては、前回調査時と同様の標準誤差（精度）を維持するため、抽出する調査地区数の増加を図る。

【令和3年度調査(前回)：9,100調査地区→令和8年度調査：14,800調査地区】

2. オンライン調査の導入

従来からの郵送による調査票回収に加え、令和8年度調査からは「政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システム」を利用した電子調査票を導入する。

- スマートフォン等からの回答が可能となることで、回答率の上昇が期待できる。
- 一定の入力規制をかけることにより、回答ミスを減らす（有効回答数を増やす）ことができる。

実施主体

【実施主体】 国（地方自治体及び業者に委託）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おもちゃ等）の提供等を行う
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》**
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》**
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）**
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- 要支援児童等支援強化加算**
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施
- 注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携

要保護児童
対策地域
協議会

支援が必要な子ども

市区町村

地方自治体



都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

(参考資料) 令和8年度予算案における新規・拡充以外の事業

<児童扶養手当給付費負担金> 令和8年度予算案 1,532億円 (1,530億円)

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和8年4月～（見込額））>

- 月額
・全部支給：48,050円 ・一部支給：48,040円～11,340円
※令和7年度単価 全部支給：46,690円 一部支給：46,680円～11,010円
- 加算額（児童2人目以降1人につき）
・全部支給：11,350円 ・一部支給：11,340円～5,680円
※令和7年度単価 全部支給：11,030円 一部支給：11,020円～5,520円

<所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）>

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 789,521人（母749,718人、父36,585人、養育者3,218人）※令和6年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

（1）一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
- ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由

（2）定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。）

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅

保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部または一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

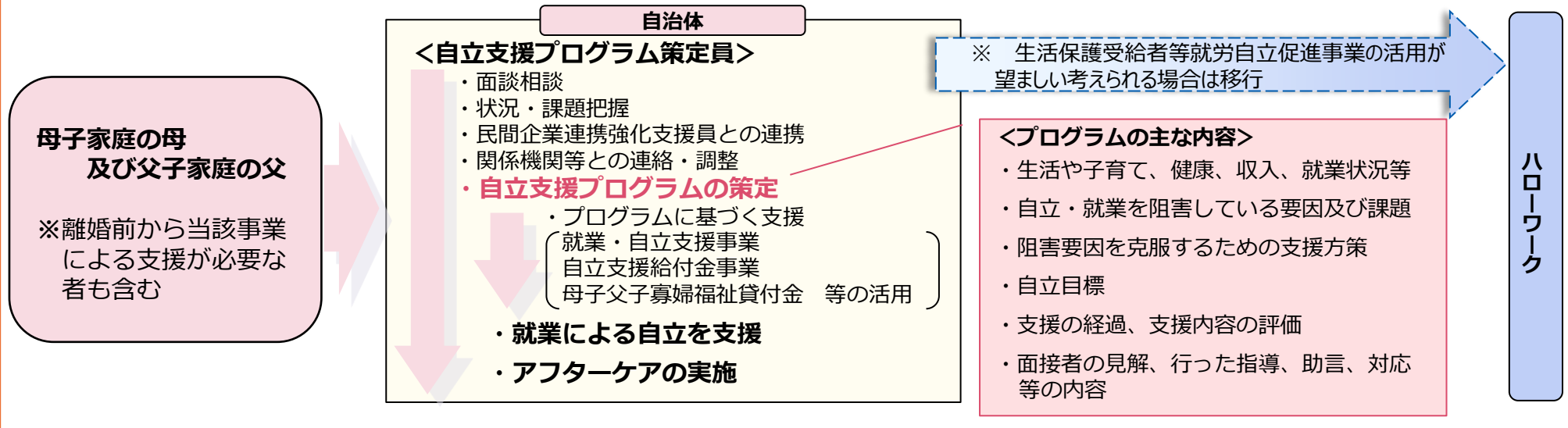
1	活動費	1か所当たり	4,501千円	
2	派遣手当分	1時間当たり		
	①子育て支援			②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)		2,200円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
	(深夜、早朝)		2,750円	
	(講習会会場)		3,300円	(深夜、早朝)
	(宿泊分)		11,000円	(移動時間)
	(移動時間)		432円	

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市（特別区を含む） ・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助基準額】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費
1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	43か所 (91.5%)	20か所 (100.0%)	52か所 (83.9%)	481か所 (61.7%)	596か所 (65.6%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和5年度	5,413件	3,461件

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

＜貸付額＞

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

＜返済免除＞

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ②の場合：定額（9／10相当） ※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学準備金（貸付件数）	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件	865件
就職準備金（貸付件数）	889件	916件	915件	759件	695件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

<ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金> 令和8年度予算案 0.1億円 (0.2億円)

事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

事業の概要

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援、ひとり親家庭等や貧困状況にあるこども及びその家庭への支援施策を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により4者の範囲内で決定）

【補助率】 定額補助

【補助基準額】 1団体あたり上限300万円

【実績】 令和6年度 4団体

〈ひとり親家庭に対するプラットフォーム構築事業費補助金〉 令和8年度予算案 0.3億円 (0.3億円)

事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

事業の概要

(1) 情報収集・管理業務

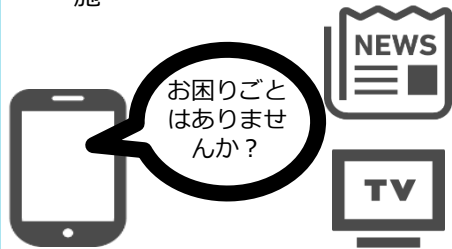
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

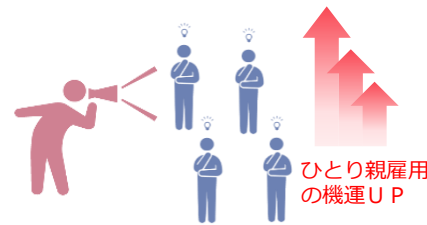
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

ひとり親への支援に関する機運を高める

実施主体等

【実施主体】 民間団体 (公募により決定)

【補助率】 定額

<養育費確保支援事業委託費> 令和8年度予算案 0.9億円 (0.8億円)

事業の目的

- ひとり親家庭等の養育費等に係る相談について、夜間・休日を含め、電話やメールで迅速に対応できる相談支援機関の確保を図る。
- 各自治体の相談担当者に対する研修の実施や困難事例への助言指導等を行い、相談担当者の人材養成や業務支援を行う。

事業の概要

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%
○養育費の受給率の増	約28%	約9%

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

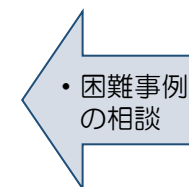
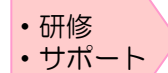


- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

国（こども家庭庁）が民間団体に委託して実施（平成19年度創設）

【令和7年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等の養育費等相談対応者の養成のための各種研修会の実施
 - 地方公共団体等に対する困難事例への支援
 - ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
 [相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00]
- (参考) 令和5年度実績 相談延べ件数：5,385件 研修等の実施：72回



地方自治体（都道府県等）が実施

- リーフレット等による情報提供
- 養育費・親子交流の取決め、養育費の支払いの履行・強制執行の手続に関する相談等
- ひとり親家庭等への講座の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）
(参考) 令和5年度実績
 - ・養育費等支援事業実施自治体数：130自治体
 - ・養育費専門相談員による相談延べ件数：16,132件
 - ・養育費専門相談員の設置：50か所、166名
 - ・弁護士による相談実施自治体数：118自治体
 - ・弁護士による相談延べ件数：9,651件

実施主体等

【実施主体】 民間団体

【補助率等】 委託契約により実施

＜母子父子寡婦福祉貸付金＞ 令和8年度予算案 11億円（14億円）

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和5年度）】

- | | | |
|-----------|--------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 9 1 億6, 8 0 2 万円（1 5, 9 3 3 件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6 億5, 9 1 3 万円（ 1, 0 4 9 件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2 億5, 0 8 1 万円（ 3 4 9 件） | |